役員

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)」、「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号)」に基づく公表

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の役員（令和 8 年 7 月 1 日現在）

役職	氏名	任期	経歴	
理事長	中釜　斉	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日	昭和 57 年　3 月	東京大学 医学部卒業
			平成 2 年　4 月	東京大学医学部付属病院 助手
			平成 3 年　1 月	米国ﾏｻﾁｭｰｾｯﾂ工科大学 がん研究センター リサーチフェロー
			平成 9 年　4 月	国立がんセンター研究所 生化学部長
			平成 19 年　4 月	国立がんセンター研究所 副所長
			平成 23 年　4 月	国立がん研究センター 研究所長
			平成 28 年　4 月	国立がん研究センター 理事長
理事	鈴木　建一	令和8年7月1日 （再任） ～ 令和10年6月30日	平成 3 年　3 月	東京大学教育学部卒業
			平成 3 年　4 月	厚生省入省
			平成 27 年 10 月	厚生労働省社会・援護局保護課長
			平成 30 年　7 月	厚生労働省健康局総務課長
			令和 2 年　9 月	日本年金機構審議役（令和 3 年 5 月～理事）
			令和 4 年　7 月	総務省消防庁審議官
			令和 6 年　7 月	国立国際医療研究センター 理事長特任補佐
			令和 7 年　4 月	国立健康危機管理研究機構 理事長特任補佐
			令和 8 年　4 月	日本医療研究開発機構 理事
監事	小宮山 榮	令和7年9月1日 ～ 中長期計画最終年度についての財務諸表承認日	昭和 63 年　3 月	明治大学商学部卒業
			平成 4 年　10 月	株式会社トミー（現株式会社タカラトミー）入社(嘱託社員)
			平成 12 年　3 月	太田昭和監査法人埼玉事務所（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所
			平成 26 年　4 月	イマニシ税理士法人入所（現職）
			平成 27 年　7 月	年金積立金管理運用独立行政法人監事
			令和 2 年　8 月	株式会社パイオラックス社外取締役（監査等委員）（現任）
			令和 4 年　6 月	株式会社ナルミヤ・インターナショナル監査役
			令和 7 年　6 月	株式会社北國フィナンシャルホールディングス(現 株式会社 CCI グループ）社外取締役（監査等委員）（現任）
監事	牧 兼充	令和7年9月1日 ～ 中長期計画最終年度についての財務諸表承認日	平成 12 年　3 月	慶應義塾大学環境情報学部卒業
			平成 14 年　3 月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科修士課程修了
			平成 14 年　4 月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科助手・助教
			平成 27 年　9 月	カリフォルニア大学サンディエゴ校博士課程修了 博士(経営学)
			平成 27 年　9 月	スタンフォード大学アジア太平洋研究所リサーチアソシエイト
			平成 28 年　4 月	政策研究大学院大学助教授
			平成 29 年　9 月	早稲田大学大学院経営管理研究科准教授（現職）

参考

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）

第 22 条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

1. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
2. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
3. 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

２ 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令

第 12 条

２ 法第２２条第１項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。

（１）独立行政法人等の組織に関する次に掲げる情報

ロ当該独立行政法人等の組織の概要

（当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

第 20 条　法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一　当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

２　監事は、主務大臣が任命する。

３　主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４　第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

５　法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。